

平成21年度 「長岡市地域コミュニティ事業補助金」募集要項

1 制度の趣旨

合併後の新市の振興のために、市内のコミュニティ関係団体が、自ら考え、自ら具体化していく事業を実施する場合に、当該団体に補助金を交付します。

2 補助対象者

市内で活動を行なう自治会、町内会、非営利活動団体その他これらに類する団体であって、次のすべてに該当するものとします。

- (1) 原則として規約又は会則を有している団体
- (2) 原則として5人以上の構成員で構成されている団体
- (3) 政治活動又は宗教活動を目的としない団体

3 補助対象事業

本市の各地域における産業、環境、福祉、文化、スポーツ等の分野において、上記の団体が自主的に行う新規のまちづくり事業、又は既存事業の拡充が対象となります。

ただし、当該事業が次のいずれかに該当するときは、補助対象事業となりません。

- (1) 国、他の地方公共的団体、公益法人等の補助金又は本市の他の補助金の交付を受けることができる事業
- (2) 事業の効果が特定の個人等のみにも帰属する事業
- (3) 専ら営利のみを目的とし、公益性を欠く事業
- (4) 施設の建設又は施設の維持管理を主たる目的とする事業
- (5) 先進地等視察及び会議、大会等への出席並びに交流が目的の大部分である事業
- (6) 政治活動又は宗教活動を行うことを目的とする事業
- (7) 上記の事業のほか、補助することが適当でないと認められる事業

補助対象事業は、原則として交付決定日から平成22年3月31日までに実施する事業とします。

4 補助対象経費

補助対象事業に直接要する経費で概ね次のとおりです。

- (1) 報償費関係（講師等謝金、調査・研究の謝金等）
- (2) 旅費関係（交通費、通行料等）
- (3) 需用費関係（印刷製本費、コピー代、一般消耗品、視察等礼品、食材料購入費、燃料費、各種消耗器材等）
- (4) 役務費関係（郵便料、通信料、保険料、クリーニング代、検査手数料等）
- (5) 委託料関係（警備委託料等）
- (6) 使用料関係（会場使用料、レンタル機器、レンタカー等の使用料等）
- (7) 原材料費関係（会場設営関係資材費、景観・環境美化関係資材費等）

事業所の賃借料や光熱水費など団体そのものの運営にかかる費用は除きます。

5 補助内容

補助金額 補助対象経費の額から、次の から を除いた額の100分の80

に相当する額以内。ただし、上限額は50万円とします。

〔 補助対象経費に対する寄付金
補助対象経費に充てる参加費
その他補助対象経費に係る収入金 〕

補助金の額に千円未満の端数を生じたときは、その端数は切り捨てます。

補助団体数 長岡地域は2団体、中之島、越路、三島、山古志、小国、和島、寺泊、栃尾及び与板の地域は各1団体を予定。

補助回数 1補助対象団体に対して、同種の事業につき原則1回補助を受けることができます。

6 選考方法

長岡地域（本庁）分は、審査会で次のとおり審査を行います。

- ・応募書類による1次審査。
- ・公開プレゼンテーション方式で、応募団体の皆様から事業の説明をしていただく2次審査。

2次審査は、1次審査を通過した団体が対象となります。

中之島、越路、三島、山古志、小国、和島、寺泊、栃尾及び与板地域（支所）分は、各地域の地域委員会において、審査を行います。（原則、応募団体の皆様から事業の説明をしていただく公開プレゼンテーション方式）

選考基準は概ね次のとおりです。

地域活性化の波及性

事業の実施により、地域の活性化にどのような波及効果が期待できるか。

事業実現性

無理のない事業・活動構成であるか。実施体制が整っているか。

団体および事業の発展性

今後さまざまな活動に広がる可能性があるか。幅広い活動にしようとする意欲や工夫があるか。

独自性・先駆性

地域における知恵と工夫を生かした個性的な内容であり、かつ新しい発想や視点、内容、方向性があるか。

7 結果の公表

審査結果は、申込団体代表者に文書で通知するほか、補助金交付団体の名称、補助対象事業の内容などは市政だより等で公表していく予定です。

8 事業成果の公表

補助金交付団体には、補助事業終了後、事業実績報告書類を提出していただきます。

なお、この補助事業における応募書類、事業報告書類などにより市が知りえた事柄は、この補助事業に必要な範囲において、市が公表できるものとします。

9 補助金の返還

次の場合は補助金の全部または一部を返還していただきます。

- （1）補助対象となる事業を行えなくなったとき
- （2）相当の理由がなく、補助対象となる事業を大幅に変更したとき